

2024年

10月開講

看護師特定行為研修 募集要項



加賀市医療センター 総合研修室

看護師特定行為研修センター

I. 研修概要

1. 看護師特定行為研修センター 基本理念

看護師特定行為研修では、加賀市医療センターの理念「おもいやり」に基づき、地域における急性期から在宅医療を支えるために、豊かな人間性と倫理観、かつ高度実践能力を備えたチーム医療のキーパーソンとなり得る人材を育成する。

2. 研修目標

- 1) 地域医療および高度医療の現場において、重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を養う。
- 2) 多様な臨床実践において必要な治療を理解し、ケアに導くための基本的な能力を養う。
- 3) 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を養う。
- 4) 問題解決にむけて、多職種と効果的に協働する能力を養う。
- 5) 自らの看護実践を見直しつつ、標準化する能力を養う。

3. 開講する区分別科目

- 1) 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ※
- 2) 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- 3) 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 ※
- 4) 動脈血液ガス分析関連
- 5) 栄養及び水分管理にかかる薬剤投与関連

※は、2024 度 10 月開講分より区分追加として申請中（2024 年 8 月に認可見込み）

4. 定員

総定員数 4 名（区分毎の定員数は 4 名、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連のみ定員数は 2 名）

※ 区分別科目については、研修生が希望区分を自由に選択できます。

5. 出願者要件

次の 1) から 5) のいずれの要件も満たす看護師であることとします。

- 1) 日本国内における看護師免許を有すること
- 2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること
- 3) 所属長の推薦を有すること
- 4) 所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行い、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものであること（JNA ラダーⅢ以上の取得者程度が望ましい。）
- 5) 日本看護協会に属し、看護師賠償責任保険に加入していること

6. 研修期間

2024年10月1日～2025年9月30日（1年間）

7. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。
 - 2) 1) 修了後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること。一部の科目では実技試験（OSCE）に合格すること。
- ※ 本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

8. 履修内容の読み替え

指定研修機関で既に履修した共通科目については、研修生からの申し出により、看護師特定行為研修管理委員会で審議の上、個別に対応します。

9. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行われます。

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目

（研修期間：6か月）

科目	時間数					評価方法
	講義	演習	実習	評価	合計	
臨床病態生理学	29	1		1	31	筆記試験
臨床推論	26.5	16	1	1.5	45	筆記試験、各種実習の観察評価
フィジカルアセスメント	17.5	8.5	13.5	5.5	45	筆記試験、各種実習の観察評価
臨床薬理学	32.5	11.5		1	45	筆記試験
疾病・臨床病態概論	37	3		1	41	筆記試験
医療安全学/特定行為実践	24.5	14	4.25	2.25	45	筆記試験、各種実習の観察評価
合計	167	54	18.75	12.25	252	

* 共通科目は e-ラーニングを中心とした講義および演習を受講し、実習は関連する講義・演習を履修したのち実施し、観察評価を行います。その後、科目修了試験に合格する必要があります。

2) 区分別科目（必修科目）： 各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目

(研修期間：6 か月)

特定行為区分	時間数					評価方法
	講義	演習	実習	評価	合計	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	8	—	各 5 症例	1	9 + 各 5 症例	筆記試験、観察評価 実技試験（OSCE）
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	20.5	6	各 5 症例	2.5	29 + 各 5 症例	筆記試験、観察評価
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	7	—	各 5 症例	1	8 + 各 5 症例	筆記試験、観察評価 実技試験（OSCE）
動脈血液ガス分析関連	11.5	—	各 5 症例	1.5	13 + 各 5 症例	筆記試験、観察評価 実技試験（OSCE）
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	12.5	2	各 5 症例	1.5	16 + 各 5 症例	筆記試験、観察評価

* 区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、演習は関連する e-ラーニング講義を履修したのち実施し、観察評価を行います。実習（患者に対する実技）は関連する講義・演習（ペーパーシミュレーション）・手技練習（模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習）を履修したのち実施し、観察評価を行います。また、OSCE のある科目に関しては、実習（患者に対する実技）の前に OSCE に合格する必要があります。その後、科目修了試験に合格する必要があります。

3) 研修方法

- (1) 講義については、e-ラーニングを含む教材を用いて実施します。
- (2) 共通科目の演習・実習は集合研修とし、加賀市医療センターで実施します。
- (3) 区分別実習は、原則、研修生の所属する施設において実施します。これには、協力施設としての申請が必要となります。

II. 令和6年度 看護師特定行為研修 出願手続き

1. 資料請求

加賀市医療センターホームページ内 (<https://www.kagacityhp.jp>) から、必要書類をダウンロードしてください。

2. 出願期間

令和6年6月17日（月）～令和6年8月23日（金） 当日消印有効

※直接持参の場合は、令和6年8月23日（金）16時を提出期限とします。

3. 出願書類

- 1) 特定行為受講申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 受講志願理由書（様式3）
- 4) 推薦書（様式4） *原則として所属機関の推薦とします。
- 5) 看護師免許（写し）
- 6) 看護職賠償責任保険の加入証書（写し）

※ 提出された出願書類は、返却いたしません。

4. 提出方法

出願書類を、以下の宛先に郵送または直接持参してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」で送付をお願いいたします。封筒には「特定行為研修受講申請書類在中」と記載し、裏面には出願者氏名を記載してください。

（送付先）

〒922-8522

石川県加賀市作見町リ36番地

加賀市医療センター 総合研修室 看護師特定行為研修センター 宛

5. 選考方法

書類選考により行います。選考結果については、本人宛に簡易書留にて郵送します。（9月中旬頃）電話やFAXでの合否の問い合わせには応じられません。

6. 受講手続き

合否通知の際に受講手続きについての詳細をご案内します。

7. 受講費用について

施設使用料 10,000 円（加賀市病院事業職員は免除とする。）

研修受講料（消費税込み）

科目名	受講料
共通科目	350,000 円
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	50,000 円
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	50,000 円
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	50,000 円
動脈血液ガス分析関連	50,000 円
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	50,000 円

原則として入金後の返金は致しません。

8. 振込先

受講決定後、連絡いたします。振込手数料は振込者の負担とします。

【問い合わせ先】

〒922-8522

石川県加賀市作見町リ 36 番地

加賀市医療センター 総合研修室 看護師特定行為研修センター

TEL 0761-72-1188（代表）

FAX 0761-76-5263

メール soumu@city.kaga.lg.jp